

改正案	現行
<p>（一株当たり当期純損益金額等の注記） 第六十五条の二（略）</p> <p>2 財務諸表等規則第九十五条の五の二第二項の規定は、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に準用する。</p> <p>（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めのある新株予約権付社債に付された新株予約権の行使、株式の発行による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。</p>	<p>（一株当たり当期純損益金額等の注記） 第六十五条の二（略）</p> <p>2 新株引受権若しくはこれに準ずる権利に係るプレミアム又は行使により一株当たり当期純利益金額が減少する転換請求権若しくはこれに準ずる権利が存在する場合には、当該プレミアムの現実化による株式数の増加又は当該転換請求権若しくはこれに準ずる権利の行使を仮定することにより減少した一株当たり当期純利益金額を前項の記載の次に潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額として記載しなければならない。</p> <p>（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項） 第八十四条（略）</p> <p>2 前項第五号に掲げる非資金取引とは、転換社債の転換、株式の発行による資産（現金及び現金同等物を除く。）の取得、合併その他資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌連結会計年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。</p>

出 債	借 入
<p>様式第九号</p> <p style="text-align: center;">社債明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 「銘柄」の欄には、「第 回物上担保付 号社債」のように記載すること。 ただし、連結会社の発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。 なお、<u>新株予約権付社債</u>については、<u>新株予約権付社債</u>である旨を付記すること。 3. ~ 5. (略) 6. <u>新株予約権付社債</u>については、発行すべき株式の内容、<u>新株予約権の発行価額</u>、<u>株式の発行価格</u>、<u>発行価額の総額</u>、<u>新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額</u>、<u>新株予約権の付与割合</u>、<u>新株予約権の行使期間及び商法第三百四十一条ノ三第一項第七号又は第八号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を欄外に記載すること。</u> 7. <u>社債と同時に募集しかつ同時に割り当てた新株予約権がある場合には、当該新株予約権について、発行すべき株式の内容、発行価額、株式の発行価格、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合及び新株予約権の行使期間に関する事項を欄外に記載すること。</u> 8. (略) 9. 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には<u>外貨建て</u>による金額を付記し、欄外にその旨を記載すること。 10.・11. (略) 	<p>様式第九号</p> <p style="text-align: center;">社債明細表 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 「銘柄」の欄には、「第 回物上担保付 号社債」のように記載すること。 ただし、連結会社の発行している社債が多数ある場合には、その種類ごとにまとめて記載することができる。 なお、<u>新株引受権付社債</u>については、<u>新株引受権付社債</u>である旨を付記すること。 3. ~ 5. (略) 6. <u>転換社債</u>については、<u>転換の条件</u>、<u>転換により発行すべき株式の内容及び転換を請求できる期間を欄外に記載すること。</u> 7. <u>新株引受権付社債</u>については、発行すべき株式の内容、株式の発行価格、発行価額の総額、<u>新株引受権の行使により発行した株式の発行価額の総額</u>、<u>新株引受権の付与割合</u>、<u>新株引受権の行使期間及び新株引受権の譲渡に関する事項を欄外に記載すること。</u> 8. (略) 9. 外国において発行したものについては、金額を記載すべき欄には<u>外貨建て</u>による金額を付記し、欄外にその旨を記載すること。 10.・11. (略)